

第 19回 邑楽町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年1月13日(木) 午後1時30分～2時15分

2. 開催場所 邑楽町役場 201会議室

3. 出席委員 10人

1番	横山	正行
2番	金子	節夫
3番	松崎	マサエ
4番	松島	章倫
5番	小林	修
6番	中村	政五郎
7番	島田	信成
8番	高田	洋子
9番	天谷	豊
10番	大川	則彦

4. 事務局 事務局長 吉田 享史 係長 國府田 諭 主事 小林 智貴

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名について

第2 議案

議案第57号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第58号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第59号	農地改良に係る取扱要綱(案)について
議案第60号	農地改良が完了した場所に係る今後の方針について

第3 報告

報告第22号	農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について
--------	------------------------------

6. 会議の概要

会長（天谷）	<p>それでは只今より、第19回邑楽町農業委員会総会を開会いたします。事務局より出席状況の報告をお願いします。</p>
事務局長(吉田)	<p>只今の出席委員数は、10名でございます。</p>
会長(天谷)	<p>事務局の報告の通り、本日の出席委員数は10名です。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、在任委員の過半数が出席しております。よって、第19回邑楽町農業委員会総会が成立したことを宣言いたします。</p> <p><会長挨拶></p> <p>これより議事に入ります。議事日程第1、議事録署名委員の指名についてですが、総会会議規則第25条第2項の規定により、議席番号1番横山正行委員、同じく2番金子節夫委員を指名いたしますので、ご了承お願いいたします。</p> <p>次に議事日程第2、議案第57号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてであります。1番について事務局より説明を願います。</p>
國府田(事務局)	<p>議案第57号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてであります。次の通り、農地法第4条第1項の規定による許可申請があったので、意見の決定を求めます。令和4年1月13日、邑楽町農業委員長、天谷豊。</p> <p>番号1番。申請人、土地の表示、申請理由等については、議案書記載の通りです。資料につきましては、1ページから6ページを参照してください。以上です。</p> <p>事務局からの説明が終わりました。続きまして、現地確認調査を行った担当委員からの報告をお願いします。</p>
1番(横山)	<p>1番横山です。1月11日に事務局と3班で行いました。申請地は大字赤堀字大谷原地内、案内図は資料1ページ、付近状況図は2ページを参照してください。申請地は第1種農地の青地ではありますが、以前より営農型太陽光発電設備設置用地として、継続して営農されており、きちんと管理されている様子でした。3班として現地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告といたします。皆様のご審議をよろしく申し上げます。</p>

<p>会長(天谷)</p>	<p>担当委員からの現地調査報告が終わりましたので、質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手なし)</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員、よって本案件は原案通り可決し、許可することと決定いたします。続きまして、2番について事務局より、説明を願います。</p>
<p>國府田(事務局)</p>	<p>番号2番。申請人、土地の表示、申請理由等については、議案書記載の通りです。資料につきましては、7ページから10ページを参照してください。以上です。</p>
<p>会長(天谷)</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。続きまして、現地確認調査を行った担当委員からの報告をお願いします。</p>
<p>10番(大川)</p>	<p>10番大川です。1月11日に事務局と3班で行いました。申請地は大字篠塚字坪谷地内、案内図は資料7ページ、付近状況図は8ページを参照してください。申請地はその他2種農地と判断されます。3班として現地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告といたします。皆様のご審議をよろしくお願いします。</p>
<p>会長(天谷)</p>	<p>担当委員からの現地調査報告が終わりましたので、質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手なし)</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員、よって本案件は原案通り可決し、許可することと決定いたします。</p> <p>次に、議案第58号、農地法第5条第1項の規定による</p>

<p>國府田(事務局)</p>	<p>許可申請についてを議題といたします。1番について事務局より説明を願います。</p> <p>議案第58号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてであります。次の通り、農地法第5条第1項の規定による許可申請があったので、意見の決定を求めます。令和4年1月13日、邑楽町農業委員会長、天谷豊。</p> <p>番号1番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由、転用目的等については、議案書記載の通りです。資料につきましては、11ページから14ページを参照してください。以上です。</p>
<p>会長(天谷)</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。続きまして、現地確認調査を行った担当委員からの報告をお願いします。</p>
<p>8番(高田)</p>	<p>8番高田です。1月11日に事務局と3班で行いました。申請地は大字石打字家間地内、案内図は資料11ページ、付近状況図は12ページを参照してください。申請地はその他の第2種農地となっております。3班として現地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告といたします。皆様のご審議をよろしくお願いします。</p>
<p>会長(天谷)</p>	<p>担当委員からの現地調査報告が終わりましたので、質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手なし)</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員、よって本案件は原案通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事へ送付することと決定いたします。</p> <p>続きまして、2番について事務局より、説明を願います。</p>
<p>國府田(事務局)</p>	<p>番号2番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由、転用目的等については、議案書記載の通りです。資料につきましては、15ページから18ページを参照してください。</p>

<p>会長(天谷)</p>	<p>い。以上です。</p> <p>事務局からの説明が終わりました。続きまして、現地確認調査を行った担当委員からの報告をお願いします。</p>
<p>10番(大川)</p>	<p>10番大川です。1月11日に事務局と3班で行いました。申請地は大字中野字前原地内、案内図は資料15ページ、付近状況図は16ページを参照してください。申請地は邑楽町役場から約330メートル程離れた場所にあり、公共施設近距離区域内の第2種農地となっております。3班として現地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告といたします。皆様のご審議をよろしくをお願いします。</p>
<p>会長(天谷)</p>	<p>担当委員からの現地調査報告が終わりましたので、質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手なし)</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員、よって本案件は原案通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事へ送付することと決定いたします。</p> <p>続きまして、3番について事務局より、説明を願います。</p>
<p>國府田(事務局)</p>	<p>番号3番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由、転用目的等については、議案書記載の通りです。資料につきましては、19ページから22ページを参照してください。以上です。</p>
<p>会長(天谷)</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。続きまして、現地確認調査を行った担当委員からの報告をお願いします。</p>
<p>1番(横山)</p>	<p>1番横山です。1月11日に事務局と3班で行いました。申請地は大字篠塚字坪谷地内、案内図は資料19ページ、付近状況図は20ページを参照してください。申請地はその他農地の第2種農地となっております。3班として現地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相</p>

<p>会長(天谷)</p>	<p>当との結論に達しました。以上、現地確認の報告といたします。皆様のご審議をよろしく申し上げます。</p> <p>担当委員からの現地調査報告が終わりましたので、質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手なし)</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員、よって本案件は原案通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事へ送付することと決定いたします。</p> <p>続きまして、4番について事務局より、説明を願います。</p>
<p>國府田(事務局)</p>	<p>番号4番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由、転用目的等については、議案書記載の通りです。資料につきましては、23ページから24ページを参照してください。以上です。</p>
<p>会長(天谷)</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。続きまして、現地確認調査を行った担当委員からの報告をお願いします。</p>
<p>8番(高田)</p>	<p>8番高田です。1月11日に事務局と3班で行いました。申請地は大字篠塚字大黒地内、案内図は資料23ページ、付近状況図は24ページを参照してください。申請地は農地の拡がり無くその他の第2種農地と判断されます。3班として現地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告といたします。皆様のご審議をよろしく申し上げます。</p>
<p>会長(天谷)</p>	<p>担当委員からの現地調査報告が終わりましたので、質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p>

	<p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員、よって本案件は原案通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事へ送付することと決定いたします。</p> <p>次に、議案第59号、農地改良に係る取扱要綱(案)についてを議題といたします。事務局より説明願います。</p> <p>まず農地改良とは、農地を耕作するにあたってより耕作をしやすいようにするため、盛土等を行う行為でございます。事前に農地改良届出の提出をしております。農地改良については今まで確たる要綱、要領等が無く群馬県から平成23年12月に発出された通達を参考にしながら指導を行ってまいりました。また、事業面積が500㎡を超える案件については、農地改良届出に併せて邑楽町土砂等による土地の埋立等の規制に関する条例に規定された許可申請を、所管である安全安心課へ提出するよう義務づけておりました。近隣では、太田市やみどり市の農業委員会で農地改良に関する要領を制定していますが、邑楽館林管内においては要綱等を定めている農業委員会はありません。そこで農地改良行為に対して、町で取扱要綱を定めようと考えました。つきましては、皆様にお配りしている農地改良に係る取扱要綱(案)について承認いただければ、総務課の法規審査を受けた後、周知期間を経て公告、施行としていく予定でございます。要綱の詳細については資料をご覧ください。</p>
<p>國府田(事務局)</p> <p>会長(天谷)</p>	<p>(農地改良に係る取扱要綱(案)について説明)</p> <p>事務局からの説明が終わりました。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員、よって本案件は原案通り可決しましたので、先程の説明のとおり、町ホームページ及び邑楽町広報誌2月号にて「農地改良に係る取扱要綱」の告知を行い、令和4年3月1日付けにて告示・施行するよう手続きを進めさせていただきます。</p> <p>次に、議案第60号、農地改良が完了した場所に係る今</p>

<p>吉田(事務局長)</p>	<p>後の方針についてを議題といたします。事務局より説明願います。</p> <p>12月13日に開催された総会にて、盛土をしている現場の今後の対応について、会長、職務代理、運営委員長の3役と事務局で協議するということで、皆様にご了承いただきました。その後、町の顧問弁護士、東部農業事務所に相談をし、12月20日に農業委員3役協議を行い、今後の対応について決め、その後皆様に説明し了承をいただきました。昨日も農地改良に係る要綱案の作成について相談させていただきありがとうございました。今後の方針としましては、一つ目として事業が完了していない2箇所の農地について、農地改良届出の範疇ではなく、一時転用の申請を必要とする事業に該当するため、事業を一時中断してもらうとともに一時転用の申請を提出してもらうよう、12月27日、12月28日、1月12日において会長と事務局で口頭で指導をしております。また群馬県も現地を確認しています。今後も県と連携して指導を継続していきます。二つ目としては事業が完了している農地について、所定の手続きを経ず事業を行ったとして、始末書を提出させるとともに、12月29日頃に土の搬入もあったことから、町の農業委員会として適正に農地として利用してもらうよう指導、監視を継続していきます。以上です。</p>
<p>会長(天谷)</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員、よって本案件は先程の指導方針案のとおり指導し、今後も引き続き経過観察を継続していきたいと思えます。</p> <p>次に議事日程第3、報告第22号、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出についてであります。1番から2番について、事務局より一括して報告願います。</p>
<p>國府田(事務局)</p>	<p>報告第22号農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出についてであります。次の通り、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出があったので報告します。令和4年1月13日、邑楽町農業委員長、天谷</p>

会長(天谷)	<p>豊。</p> <p>こちらは市街化区域内における5条の届出によるものでございます。番号1番から2番につきまして、内容については議案書記載の通りでありまして、資料については27ページをご参照ください。以上、ご報告申し上げます。</p> <p>以上で本日予定された議案の審議は、すべて終了いたしました。これで第19回邑楽町農業委員会総会を閉会いたします。</p>
--------	--

上記の会議顛末は書記が記載したものです。その内容について相違なきことを証するため署名捺印します。

令和4年2月8日

邑楽町農業委員会 会長 天谷 豊

委員 横山 正行

委員 金子 節夫